

第11回 理事会

2009年2月
19・20日
日弁連17階
会議室

多くの議題が審議され、報告も多くな
されましたが、中国ブロックの会員にお
伝えしたいのは、次のような点です。

外国籍調停委員・司法委員の採用を 求める意見書案について

意見の趣旨

最高裁判所は、「弁護士となる資格を有する者、民事もしくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識を有する者または社会生活の上で豊富な経験を有する者で、人格識見の高い年齢40年以上70年未満の者」であれば、日本国籍の有無にかかわらず、ひとしく民事調停委員及び家事調停委員に任命することを求める。司法委員についても、各地裁に対し、日本国籍の有無にかかわらず任命する旨を通過することを求める。

審議事項

2003年に兵庫県弁護士
会が外国籍の方を調停委員と
して推薦したところ地裁から
最高裁に上げられないという
ことだったが、実質的には最
高裁の指示と思われる。今回
仙台などでも同様の問題が生
じている。一昨年日弁連は最
高裁と非公式に折衝したが、
最高裁からは、現段階で方針
を変えるつもりはないと言わ
れている。そこで、何らかの
方針をまとめて当たっていく

べきということとなり、人権
擁護委員会の部会で後記の意
見をまとめ、今後交渉を強め

ていくこととなった。

次回に継続

当面の法曹人口の あり方に関する提言案の件

審議事項

別欄に掲載している執行部
原案を説明した上で、翌日ま
た議論し、3月に結論を出す
ことになった。提言は、中長
期なものではなく、「当面の」

ものである。

提案後、理事の意見を求め
たところ活発な議論がなさ
れた。

次回理事会で採決を予定

当面の法曹人口のあり方に関する提言(案)

..... 提言の趣旨

- 1 当連合会は、憲法によって立つ法の支配の理念を社会の隅々にまでいきわたらせ、市民の権利・自由を保障する役割を十全に果たしうる司法の実現をめざして、今後も、司法制度の諸改革を積極的に推進する。この立場から、司法を担う法曹（裁判官・検察官・弁護士）について、質の維持・向上を図りつつ、市民が必要とする数を確保するべく、法曹人口5万人規模の体制整備に向けて、引き続き最大限の努力を行う。
- 2 今次の司法制度改革においては、司法・法曹への需要の変化を見据えつつ、人的基盤と制度的基盤の整備など、多岐にわたる諸改革の統一かつ調和のとれた具体化と実行が必要とされている。しかし、新たな法曹養成制度は未だ成熟の途上であって、種々の歪みや新規法曹の質についての懸念が各方面から指摘されている。法曹の質の確保、法的需要の動向、財政措置を含む司法の制度的基盤整備の状況など、司法を取り巻く環境の変化は、この間の弁護士人口増加の状況に比して、当初の想定に沿った進展に至っていない。
- 3 以上のような諸課題の改善・改革にはなお一定の年限が必要とされる状況を鑑みれば、来年度（2009年度）以降数年間は、司法試験合格者数について、現状の合格者数（注1）を目安としつつ、慎重かつ厳格な合否判定によって決定されることが相当である。その後の適正な法曹の質や人口のあり方については、上記の諸状況の変化を踏まえ、あらためて検討されるべきである。

注1 新司法試験が本格化した現状の合格者数は、以下の通りである。
2007年度 新 1851人・旧 248人 計 2099人
2008年度 新 2065人・旧 144人 計 2209人

派遣切り・雇い止めホットラインの 実施状況について要請の件

要請事項

担当の田川副会長より、3
月9日貧困と人権に関する委

員会が取り組むホットライ
ンが、無料の統一番号で、北は

北海道旭川から南は沖縄まで
全弁護士会で取り組むことと
なった。日弁連と

イラク弁護士国際人権法・ 人道法トレーニングに関する会長談話

当連合会は、2009年3月22日から5日間にわたり、プラハで行われるイラク弁護士に対する国際人権法・人道法トレーニングに、実施団体の一つとして参加することとしました。

本トレーニングは、イラクにおける平和構築のための人権分野での支援活動であり、UNDEF(国連民主主義基金)の助成を受けて実施されます。

当連合会は、IBA(国際法曹協会)等とともに、トレーニングの企画・立案、実施にあたります。本トレーニングでは、日本を含む5カ国から派遣される講師チームが、プラハに招聘されたイラク弁護士約50名に対し、国際人権法・人道法(特に、刑事司法、女性及び子どもの人権、信教の自由、国際刑事裁判所)をテーマとして講義を行います。

本トレーニングへは、当連合会の担当副会長1名に加え、講師として弁護士2名を、講師補助として若手弁護士3名を派遣します。また、本トレーニング・プログラムの一部として、戦後60年の日本における国際人権法・人道法の受容の歴史と弁護士・弁護士会の活動を紹介するワークショップを開催する予定です。

当連合会は、これまでもカンボジアやベトナム等において国際司法支援活動を行ってきましたが、今回は、国連の資金により実施される、国際人権分野の支援プロジェクトへの初参加としての意義があります。当連合会は、今後も、広く国際人権基準の実施を目指し、本トレーニングのような意義ある国際人権活動に積極的に貢献していく所存です。

自衛隊のソマリア沖への派遣に反対する会長声明

(要旨)

政府は、本年1月28日、ソマリア沖海賊対策のために自衛隊法82条に基づく海上警備行動として、海上自衛隊をソマリア沖に派遣する方針を決定した。これを受けて、同日、浜田防衛大臣は派遣準備指示を出し、派遣に向けた準備が行われている。

しかし、自衛隊の活動は、憲法9条の趣旨に沿って「自衛のため」の範囲内に止められるべきことが大原則である。しかるに、今回の海上警備行動は、領海の公共秩序を維持する目的の範囲(自衛隊法3条1項、同法82条)、すなわち「自衛のため」の範囲を遙かに超えてソマリア沖まで海上自衛隊を派遣するものであり、その点において憲法9条に抵触するおそれがある。

また、海賊行為等は、本来警察権により対処されるべきものであり、自衛隊による対処にはそもそも疑問がある。

ソマリア沖の海賊行為等は、深刻な国際問題であり、国連安保理決議がなされているなど、問題解決のために、国際協力が重要であることは明らかである。しかし、わが国が今、国際社会の中でソマリア沖海賊対策としてなすべきことは、日本国憲法が宣言する恒久平和主義の精神にのっとり、問題の根源的な解決に寄与すべく、関係国のニーズに配慮しながら人道・経済支援や沿岸諸国の警備力向上のための援助などの非軍事アプローチを行うことである。

よって、当連合会は、ソマリア沖に自衛隊を派遣する海上警備行動の発令に反対する。

しては全国統一
でこれだけの規
模で行われるのは
画期的なことだ
あり、出来る限り
長時間取り組ん
で、困った人々の
要望に応じたい。
また、このホット
ラインに取り組む
若手弁護士のた
めの研修を全国
規模でテレビ会
議を使って実施
するので、多くの
会員が受講して
頂くよう求めた。

2月度日弁連会務遂行状況

- 2 2 12:30 拷問禁止条約協議会
- 14:00 NHKとの懇談会
- 3 11:15 検察官適格審査会説明(法務省)
- 15:00 朝日新聞社記者・委員との懇談
- 17:00 国際人権正副委員長会議
- 18:30 赤十字日本駐在事務所比ブ・ソソ
- 4 10:00 国際司法支援基本方針検討会議
- 5 10:00 21回市民会議
- 12:00 市民会議委員との昼食会
- 15:30 (予定のみ)検察官適格審査会
- 6 10:30 正副会長会
- 13:00 貧困・人権関係委員会
- 国際刑事裁判所局長表敬訪問
- 16:00 同局長シンポジウム挨拶
- 7 午後 帰関
- 12 午後 上京
- 18:30 副会長懇親会(日比谷)
- 13 10:30 正副会長会
- 14 午後 帰関
- 17 午後 上京
- 13:30 毎日新聞記者・委員との懇談会
- 18:00 国際関係人材育成セミナー挨拶
- 18 10:30 正副会長会
- 13:00 自由権WG
- 19 10:15 常務理事会
- 10:45 理事会
- 17:00 理事懇談会
- 18:30 中弁連懇談会
- 20 10:00 理事会
- 24 16:00 国際裁判管轄制度検討会議
- 25 14:00 国際人権全体会(仙台弁護士会)
- 17:00 人権差別撤廃条約WG
- 18:00 国際人権研究会
- 外国籍調停委員の実現に向けて
- 20:00 懇親会 仙台泊
- 26 17:30 国際人権・自由権会議講演会
- 27 10:30 正副会長会
- 28 午後 帰関

2月度 28日2往復 19泊(仙台1泊)

テレビ東京 1/29 13:30~15:30
NHK 2/2 14:00~16:00
朝日新聞 2/3 15:00~17:00

「ここ」では、法曹人口の日の弁連提言について、見が厳しすぎた。私は、国際人権諸機関の日本政府に対する勧告内容について訴えました。

毎日新聞 2/17 13:30~15:30
マスコミ各社・論説・解説委員との意見交換会(第2回) 2/3 13:30~15:30

「ここ」でも、法曹人口の日の弁連提言は司法改革の初心を忘れるもの、厳しい批判が出され、私は、司法改革堅持論で最終的には10万人も止むを得ないと考えているが、現状は余りにも急激な拡大であり、もつと条件整備がなされなければならぬと訴えました。

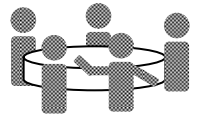
市民・マスコミとの懇談会

日弁連執行部は、その活動内容を広く国民に理解して頂くために、さまざまな広報活動を行っています。機関紙誌の日弁連新聞、自由と正義、JFBメーリングマガジン、裁判員裁判のファクスニュース等多様な方法手段をとっています。そのなかでも重視しているのが、日本弁護士連合会市民会議とマスコミ各社との意見交換会です。今回は、その市民会議及びマスコミとの対応について紹介いたします。

★日本弁護士連合会市民会議

日弁連は、国民にその活動内容を理解して頂き説明責任を果たすため、**公益性ある組織として会務運営をより透明化する**ために総会とその議事録を公開すると共に、新たに「市民会議」を設けることとしました。「市民のための司法の実現」のために2001年12月、政府に司法制度改革推進本部が設置され、100年に一度といわれる司法制度改革が進められています。改革の眼目は「市民のための司法の実現」です。日弁連は、市民の権利が十分に保障される豊かな民主主義社会を実現するために、実りある司法改革を実現すべく全力を尽くしています。この市民会議も弁護士制度改革の一環として設置されました。弁護士でない定数30人以内の委員により構成するが、当面10~12人程度で、任期は2年、議長・副議長は委員の互選によることとされ、その目的は、弁護士及び弁護士会のあり方並びに日弁連の会務運営に関して、日弁連会長の諮問に対して答申すること、また、諮問されたテーマ以外にも、意見を述べることができるとされています。委員は、現在次の方々です(敬称及び委員表示略)。

井手 雅春(朝日新聞社会エディター代理) / 片山善博(慶應大教授) / 清原慶子(三鷹市長) / 高木剛(連合会長) / ダニエル・フット(東大教授) / 中川 英彦(前京大大学院教授) / 宮本一子(日本消費者協会理事) / 吉永みち子(ノンフィクション作家) / 松永真理(株バンダイ社外取締役)



★要望の趣旨

市民に身近で、使いやすい司法を実現するための基盤となる法曹人口とその養成制度の問題について、日本弁護士連合会に対して、以下の事項を要望します。

法学以外の専門分野を学んだ人や、さまざまな社会経験をもち多様な人材を法曹に迎え入れるため、法科大学院を中心とした現行の法曹養成システムを改善する必要があります。日本弁護士連合会、裁判

★マスコミ各社との意見交換会

これまで、中央あるいは地方の新聞・テレビとの論説・解説委員や、各社個別に懇談を重ねている。年明け以降の会議は、次のとおり開催されました。日弁連からの訴えの

基本は、裁判員裁判の取り組みと、諸外国に比して余りに

も低い法律扶助の拡大を求め

コーヒータイム 奄美の緋寒桜

「2月の奄美大島は、ハイビスカスやブーゲンビリアが咲き、緋寒桜もほころんで、実に爽やかだった」。この下りは、10年ほど前に自費出版した拙著「奄美クルージング紀行」の冒頭の一節である。2月といえば、大寒で1年のうちで最も寒い時期に当たり、朝のラジオ体操も暗い中で風も冷たくなかなか辛い。ウォーキングの道筋にある呑川岸の吉野桜のつぼみも堅い。だが、奄美大島では1月から2月にかけて花をつけるこの桜を、緋寒桜(ひかんざくら)と呼ぶ。まだ寒い頃に、緋色の花を付けるのが名の由来である。「色が赤い、寒い時期に咲く」以外にも、この緋寒桜には特徴がある。それは、



花がみな下を向いて咲いていること。そして散る時には花ごとポトリと落ちるのだという。もともと奄美に自生していたわけではないが、島の人々によって次々に植えられ島の桜として定着し、なかでも本茶峠(ふんちゃとうげ)沿線の緋寒桜は見事である。ところが、この2月20日過ぎ横須賀の深浦のヨットパークの高額係留料問題の相談で現地調査に行った時、隣の公園で赤い桜が咲いており、名前を見ると「河津桜」としてあった。ネットで調べると、南伊豆の河津地方で1955年頃に発見された品種で、「大島桜」と「寒緋桜(かんひざくら)」との自然交配種とのことだった。たしかに花のつぼみの形は緋寒桜にそっくりだった。本命のソメイヨシノが咲くころには、1年の任期が終了し下関で花見が出来そうで、何となく華やいた気持ちになれる。